

広報 たいし

✦ Taishi Town Public Relations

12
2022
令和4年 No.857



つながりを ばねに めいっぱい羽ばたこう

(11月3日 あすかふるさとまつり
～みんなで「ツバメ」ダンス！)

おもな
内容

- 第26回太子あすかふるさとまつり 2～3
- 固定資産税の届出・申告 4
- 高齢者・障害者虐待を防ぎましょう 5
- 新型コロナワクチン接種のお知らせ 6
- 太子町お店応援商品券(第2弾)の受け取り ... 8

太子町公式 SNS



友だち募集中

follow me!!





みんなが集まる
うれしい。たのしい。太子のわ。



たくさんのご来場
ありがとうございました！



第2代太子町観光大使
山本 愛子さんと濱田 あかりさん

3年ぶりの開催 新たな形へ
3年ぶりの開催では、会場を太子町総合公園に変更しました。広大なエリアを存分に活用し、これまで以上に「全世代が楽しめるイベント」へ進化しました。陸上競技場で行われたステージイベントでは、町の保育園児のマーチングや和太鼓、中学生の演奏会やソーラン節、音楽団体による演奏会や空手、チアリーダーなどが披露されました。晴天のなかステージで披露されるパフォーマンスに観客は魅了されていました。町民グラウンドやその周辺では、おたいしマルシェや商工会の物産展、行政ブースなどが催され、来場者が楽しむことができました。体験学習施設周辺では、はたらくくるまの乗車体験や太子ゆかりの地友好都市提携を結ぶ大阪府太子町と奈良県斑鳩町のゆるキャラが登場するなど賑わいました。来場者みんなが主役。そんな太子あすかふるさとまつりになりました。

町民に愛される太子あすかふるさとまつり
聖徳太子ゆかりの地であることを誇りに感じてもらい、生まれ育った土地を愛する心、「郷土愛」を育んでもらえるように願いを込めて、「太子あすかふるさとまつり」と名付けられました。毎年11月3日の文化の日に開催されるこのまつりは、平成8年より「衣・食・住」をテーマに丸尾建築あすかホールを中心とした太子ふるさと文化村で始まりました。地元の保育園児や小中高生、ボランティアが参加し、町民が一体となる貴重なイベントでした。

第26回 太子あすかふるさとまつり

令和4年11月3日(日)、3年ぶりに「太子あすかふるさとまつり」が開催されました。



固定資産税の届出・申告

届出・申告期限 **令和5年1月31日火**

問い合わせ
税務課 ☎277-1014



家を建てたとき、取り壊したときは届出をしてください

固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

適正な課税を行うため、次に該当するときは届出をしてください。

家屋を建てたとき

家屋には、床面積の大小に関わらず固定資産税が課税されます。建築確認申請が必要でない床面積10㎡未満の小規模家屋も、新築または増築したときには、税務課へご連絡ください。

家屋を取り壊したとき

登記されていない家屋を取り壊したときや、登記家屋の滅失登記が済んでいないときは、町に届出をしない限り、固定資産税が課税されたままとなる場合があります。

令和4年1月2日回から令和5年1月1日回の間には家屋を取り壊した場合は、税務課へご連絡ください。
※登記家屋で令和5年1月1日回までに滅失登記済みの家屋は届出の必要はありません。

相続人代表者（および固定資産現所有者）指定（変更）届の提出

納税義務者が死亡し、1月1日まで相続登記が完了していない場合は、地方税法の規定により、土地・家屋の現所有者（相続人）に課税されます。納税通知書などを確実に届けるため、相続人の中から、固定資産税の納税通知書や、賦課徴収に関する書類の受取人を決めた上で、税務課へご連絡ください。
※同時に正式な相続手続きを進めてください。

償却資産の申告が必要です

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業に用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品などの有形資産のことで、土地・家屋と同じように固定資産税が課税

されます。

1月1日現在で所有する償却資産には、申告が義務付けられています。所得税、法人税の確定申告でこれらの資産を減価償却の対象として申告している場合は、償却資産として申告してください。

なお、償却資産の評価額合計が150万円未満になると予想される場合でも申告は必要です。

償却資産の対象とならないもの

- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・貨物自動車・自動二輪車など
- 耐用年数1年未満の償却資産または取得価格10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- 取得価格20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの

※再生可能エネルギー発電設備などで一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。詳細は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
固定資産税

申告の対象となる主な償却資産

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけなど
医(歯科)業・獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業※1	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど

※1 不動産貸付業には、アパートや駐車場の貸付なども含まれます。

「虐待かも？」と思ったら迷わず通報

高齢者・障害者虐待

虐待の種類

- 身体的虐待（暴力）
 - ・しつけのつもりでたたき、ける、つねる
 - ・ベッドや車いすに縛りつけるなど
- 心理的虐待（精神的な苦痛を与える）
 - ・怒鳴る、悪口を言う、侮辱を込めて子ども扱いをする
 - ・話し掛けても意図的に無視する など
- 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）
 - ・ごはんを食べさせない
 - ・おむつを替えない
 - ・劣悪な環境の中に放置するなど
- 経済的虐待（金銭搾取）
 - ・日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
 - ・不動産や年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など
- 性的虐待
 - ・わいせつな行為をする、させる
 - ・懲罰的に下半身を裸にして放置する など

虐待を防ぐために

介護負担を一人で抱え込まないようにしましょう。介護は考える以上に大変です。例えば認知症の高齢者の場合はなかなか思いが伝わらず、一生懸命に取り組むあまり、大声をあげてしまうことも少なくありません。そして、介護者自身も心身ともに疲れ果て、追い詰められることで虐待につながることもあります。悩みは一人で抱え込まず、家族や信頼できる友人、ケアマネジャーなどの専門家に話してみましよう。話をすることもあります。

「虐待かも？」と思ったら迷わず通報してください

高齢者・障害者虐待は早い時期に第三者が介入するなどして虐待の悪循環を止めることが大切です。地域や施設で虐待を発見したり、「虐待かもしれない」と思った場合は、迷わず相談してください。連絡することで虐待を受けている本人を守るだけでなく、虐待を行っている人たちを救うことにもなります。相談いただいた事実を当事者や第三者に不用意に伝えることはありませんのでご安心ください。

虐待の相談・通報窓口

- 【高齢者】 高年介護課高年福祉係（地域包括支援センター）
☎276-6639
- 【障害者】 社会福祉課障害福祉係（障害者虐待防止センター）
☎277-1013
- 閉庁日（平日夜間、土・日曜日、祝日、年末年始）は宿日直が対応します。緊急の場合は☎277-1010にご連絡ください。

問い合わせ
高年介護課 ☎276-6639
社会福祉課 ☎277-1013

虐待は、悪意をもって行っているとは限りません。介護をしている家族などが心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくありません。つまり虐待は、誰の周りでも起こりうる身近な問題です。





寒さが本格化する前に対策を 水道管の凍結、破損による 漏水にご注意ください

問い合わせ
上下水道事業所 ☎ 277-3241

冬の冷え込みで、防寒の不完全な水道管は凍結により破損する恐れがあります。適切な対応を心得ておきましょう。

注意が必要な水道管の状態とは

- ①配管部分がむき出しになっている
- ②日が当たらない ③風当たりがつよい

防寒の仕方

保温材を巻き、破損しやすい蛇口は完全に包んでください。保温材がない場合は、厚手の布や発泡スチロールなどでも代用できます。保温材が濡れないように、上からレジ袋やビニールを巻きましょう。

水が凍って出ないとき

自然に溶けるのを待つか、蛇口や水道管にタオルを被せ、上からゆっくりとぬるま湯をそそぎましょう。熱湯をかけると、管や蛇口が破損し給水栓を傷つける恐れがあります。また、凍結で水が出ないときに、蛇口を開いたままにしておくとお解凍時に水が出っ放しになるのでご注意ください。

※ご家庭の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターにある銀色の小さなパイロットが回り続けている場合は漏水が疑われます。今一度お確かめください。

破損したとき

玄関先や裏口などの地面に設置してあるメーターボックスを開け、止水栓を閉めて、町指定の給水装置工事業者に修繕をご依頼ください（修繕費用は依頼者の負担です）。

長期間の留守、空き家をお持ちの場合

ご不在の間に、配管が凍結などにより破損する恐れがあります。長期間使用されない場合は、「閉栓（休止）」を届け出てください。

地下埋設などの配管の漏水により料金が高額になったとき

修理業者を通じて漏水による水量認定申請が行えます。状況に応じて、一部減額（還付）の対象となる場合があります。なお、同一メーターによる漏水認定の申請は、前回の認定を受けた日から1年以内はできません。

給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

問い合わせ
社会福祉課 ☎ 277-1013

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、**1世帯あたり5万円**を支給します。

●支給対象

次のいずれかに該当する世帯が対象です。

世帯区分	条件
住民税非課税世帯	9月30日時点、町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税世帯
家計急変世帯	住民税非課税世帯以外の世帯で、申請時に町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する全員が令和4年度分の住民税が非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給の対象外です。

※9月30日以後に同一住所において世帯分離の届出があったものは、同一世帯とみなします。

●給付額

1世帯あたり5万円

●申請方法・開始時期

▷住民税非課税世帯

令和4年12月初旬に、町から給付内容や確認事項が書かれた「給付金支給要件確認書」を送付します。書類を確認の上、同封の返信用封筒によりご返送ください。

▷家計急変世帯

申請時点で住民登録している市町村への申請が必要です。町では12月から申請を受け付ける予定です。

支給開始時期は、12月中旬以降を予定しています。最新の情報はホームページをご覧ください。

●申請期限

令和5年1月31日

早めの接種をお勧めします

新型コロナワクチン接種のお知らせ

問い合わせ
町コールセンター ☎ 276-2100
(土日祝、年末年始を除く)
8時30分～17時



新型コロナワクチンの予防接種は、年末年始の移動が多くなる前の接種をお勧めします。現在、特例臨時接種として全額公費負担で実施しておりますが、実施期間は**令和5年3月31日**までですので、接種を希望する人は早めに予約をしてください。

乳幼児用ワクチン

●対象者 生後6カ月以上4歳以下

●接種方法

初めて接種する場合は、3回に分けて接種します。そのため、2回目は1回目から3週間間隔をあけて接種、3回目は2回目から8週間間隔をあけて接種してください。

※令和5年3月31日までに初回接種を完了するには1月13日までに接種を開始する必要があります。

※1回目を接種後、2・3回目までに5歳を迎えても初回接種が完了するまでは乳幼児用ワクチンを接種します。

※1回目の接種が5歳の誕生日の前日から開始する場合は小児用ワクチンの接種となります。

小児用ワクチン

●対象者 5歳以上11歳以下

●接種方法

初めて接種する場合は、2回に分けて接種します。そのため、2回目は1回目から3週間間隔をあけて接種してください。

また、追加接種を希望される人は、2回目の接種から5カ月間隔をあけて接種してください。

※1回目を接種後、2回目までに12歳を迎えても初回接種が完了するまでは小児用ワクチンを接種します。追加接種までに12歳を迎えた場合は、12歳以上用ワクチンの接種となります。

※1回目の接種が12歳の誕生日の前日から開始する場合は12歳以上用ワクチンの接種となります。

12歳以上用ワクチン

●対象者 12歳以上

●接種方法

初めて接種する場合は、2回に分けて接種します。そのため、2回目は1回目から希望するワクチンの種類に応じて間隔をあけて接種してください。

▷ファイザー（従来株） 3週間

▷モデルナ（従来株） 4週間

▷ノババックス 3週間

また、追加接種を希望される人は、前回の接種から3カ月間隔をあけて接種してください（10月21日以前より接種間隔が短縮）。

※モデルナ（オミクロン株対応）は18歳以上が対象です。
※初回接種（2回）はファイザーおよびモデルナは従来株ワクチンでの接種となります。

現在予約サイトでは予約できませんので、コールセンターにご相談ください。

※追加接種をオミクロン株対応ワクチンで接種するには、初回接種を12月中に完了させる必要があります。

※オミクロン株対応ワクチンは現時点で1人1回のみ接種となります。

まだマイナンバーカードをお持ちでない人へ

QRコード付き交付申請書を順次送付

問い合わせ
町民課 ☎ 277-1008

マイナンバーカードをまだお持ちでない人に、**11月中旬から12月上旬**にかけてオンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。

最大2万円分のポイントが貰えるマイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末までです。この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください。



見本 「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS) から送付

以下の人には、交付申請書は送付されません

- 75歳以上の人で、令和3年度までに後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている人
- 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された人
- 在留期間の定めのある外国人住民の人

※マイナンバーカードを申請・取得した人に本案内が行き違いで届いた場合は、改めての申請は不要です。

あなたの力が必要です 応急手当普及員の募集

応急手当普及員は、所属する学校や職場、自治会などに、西はりま消防本部が定める応急手当講習を指導できる認定資格です。応急手当を広く普及させたい人は、ぜひ下記の講習を受講し応急手当普及員としてご活躍ください。



講習の様子

- 日 時 令和5年2月3日(金)～5日(日)
8時30分～17時30分
- 場 所 西はりま消防本部3階議場
(たつの市揖保川町正條279-1)
- 募集人数 15名(先着順)
- 申込期間 12月1日(日)～令和5年1月13日(金)
- 受講料 3,960円(税込)※テキスト代
- 指導者 西はりま消防組合 救急担当職員
- 申込方法 電話または来署

問 〒671-1553 老原554-1
西はりま消防組合太子消防署救急係
☎276-1191

マイナンバーカード関係事務に係る募集です 会計年度任用職員の募集

- 職 種 事務補助員 1名
- 勤務地 町民課
- 内 容 マイナンバーカードの申請・交付事務の補助
- 任用期間 令和5年1月4日(日)～3月31日(金)
- 資格要件 ワード・エクセルなどの基本的なパソコン操作ができる人
- 勤務日時 月曜日から日曜日のうち週29時間以内。概ね週3日程度の勤務。
平日9時から17時45分または9時30分から18時15分(休憩60分)月に1,2回、土・日曜日いずれかの9時から12時
※勤務日・勤務時間は別途指定します。
- 報 酬 時給932円～938円(前歴により決定)
- 賞 与 無
- 福利厚生 雇用保険、有給休暇あり
※非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例適用
- 交通費 町規定に基づき支給
- 申込方法 市販の履歴書に写真を貼付して提出
- 申込期間 12月9日(金)まで
※郵送の場合は期間内必着

問 〒671-1592 太子町鶴280-1
町民課 ☎277-1011

太子メモリアルパーク(墓園)のご案内

問い合わせ
生活環境課 ☎277-1015

自然に囲まれた町立墓園「太子メモリアルパーク」の使用者を募集しています。

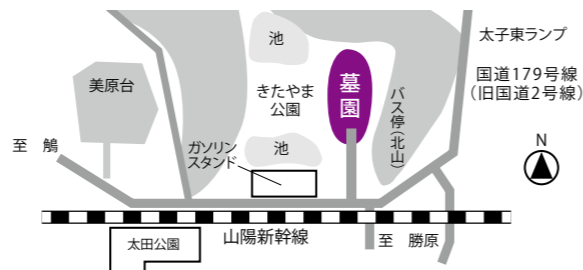
- 対 象 ①②両方の要件を満たす人
①町、姫路市、たつの市のいずれかに住民登録がある(町内申込者は太子町に住民登録が1年以上ある人に限ります)
②申込者が墓地を必要とし、墓碑を建立する予定がある

- 募集区画
◎4㎡区画(間口1.6m×奥行2.5m)
◎6㎡区画(間口2.0m×奥行3.0m)
◎8㎡区画(間口2.5m×奥行3.2m)

- 注意事項
◎墓碑には申込者氏名を刻印していただきますので、名義貸しや代理申込はできません。
◎空き区画は生活環境課窓口でご確認ください。
◎永代使用料は申込時に一括してお支払いください。また、年間管理料は毎年5月にお支払いください。

●永代使用料・年間管理料 (単位:千円)

区分	永代使用料					年間管理料
	町内申込者			町外申込者		
	4㎡	6㎡	8㎡	4㎡	6㎡	
A	800	—	—	1,040	—	4㎡…6 6㎡…9 8㎡…12
B	720	1,090	1,460	936	1,414	
C	680	1,030	—	884	1,336	
D	640	970	—	832	1,258	
E	600	910	—	780	1,180	
F	560	850	—	728	1,102	



みんなでつくる共生社会 障害者週間および人権週間

申込先・問い合わせ
社会福祉課 ☎277-1013
企画政策課 ☎277-5998

12月3日(土)～9日(金)は障害者週間

毎年12月3日(土)から9日(金)の1週間を障害者週間と位置付け、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会や経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

本町では、さまざまな取り組みを通じて、差別の解消、人権の確保について考え、理解を深めるため、町内就労継続支援事業所利用者などが商品販売などを行います。また、同日同場所にて、町内ボランティアグループにご協力いただき手話体験コーナーも開きます。あいさつなどの簡単な手話を学んだり、耳が聞こえない人との会話が体験できます。

商品販売について

- 日 時 12月9日(金)10時～12時
- 場 所 役場街道交流広場

12月4日(日)～10日(土)は人権週間

インターネット上における誹謗中傷など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。12月4日(日)から10日(土)までの1週間を「第74回人権週間」と定め、人権尊重意識のさらなる普及高揚を図ります。町では差別の解消や人権についての理解を深めるため、周知チラシや啓発物資の配布を行います。

啓発物資の配布について

- 期 間 12月2日(金)～9日(金)
- 場 所
▷12月2日(金)～9日(金)
役場行政棟1階エントランスホール
▷12月8日(土)14時30分～16時
マックスバリュ太子南店(蓮常寺281-2)

人権相談および行政相談について

- 日 時 12月8日(土)13時30分～16時30分
- 受 付 企画政策課

買い物にご活用ください

太子町お店応援商品券(第2弾)の受け取り

問い合わせ
産業経済課 ☎277-5993

10月下旬から順次、ゆうパックにより各世帯主宛に「太子町お店応援商品券(第2弾)」を発送しています。



- 対象者 令和4年8月31日(日)時点で、町内に住民票のある人
- 受取方法
▷12月4日(日)まで
不在通知書に記載の再配達などで受け取り
▷12月6日(火)以降
産業経済課で受け取り(土日祝除く)

受け取りができる人	必要書類
世帯主本人およびその世帯員	来庁者の本人確認書類
上記以外の代理人 (別世帯の同居親族を含む)	・来庁者の本人確認書類 ・委任状 (町ホームページに様式掲載)

- 配布額 対象者1人当たり4,000円分(券面金額1,000円×4枚つづり)
・大型店と一般商店の両方で使える共通券が2枚
・一般商店専用の使える専用券が2枚
- 使用期間 令和5年1月1日(日)～2月28日(日)
※受け取りの際、不在通知書がございましたらご持参ください。
※対象条件に該当しますが商品券および不在通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

農業委員会掲示板

No. 4

問 産業経済課
☎ 277-5993

農地の転用には許可が必要です

農地法により、農地の所有者は農地を適正に管理しなければなりません。また、耕作以外の目的で利用する場合は、事前に農業委員会に対して許可申請や届出が必要です。手続きを怠ると農地法違反となり、農地への復元を求められたり、罰則を受けることがあります。

農地転用を計画される場合は、事前に農業委員会事務局（産業経済課）へご相談ください。

農事相談

下記日程で農事相談会を開催しますので気軽にご相談ください。

開催日	開催場所
12月1日(困)	役場行政棟 3階 A302
令和5年2月2日(困)	役場行政棟 3階 A301
令和5年4月6日(困)	役場行政棟 3階 A301

●開催時間
10時～12時

認知症地域支援推進員だより VOL. 9

問 高年介護課
☎ 276-6639

「被害妄想」の種類別対応

被害妄想は、症状の種類によって対応方法も変わります。対応の仕方を間違えると、被害妄想を助長させてしまうこともあります。

1. 見捨てられ妄想

他人に嫌われていると一方的に思い込んでしまう症状です。しっかりと話を聞き、認知症の人の気持ちを受け入れることが大切です。本人の得意なことを通して、自尊心を保てるようアプローチしましょう。

2. 嫉妬妄想

自分は必要とされていないと思込む症状です。本人の気持ちをしっかりと聞き、受け入れることが大切です。本人にも役割を与え、家族にとって必要な存在であるという自己認識を促しましょう。

3. 幻覚

見えないものが見えたり、人の声が聞こえたりするような症状です。本人の気持ちに寄り添っていくことが重要です。本人の話を聞きながら少しずつ話題をそらしていくことも効果的です。

一人で抱え込まず「認知症カフェ(オレンジカフェ)」などに参加し、日頃の悩みを打ち明けましょう。

人権一口メモ

すべての人が過ごしやすいウィズコロナの生活とは

No.247 問 社会教育課

●屋外
季節を問わず、マスク着用は原則不要です。人との距離(めやす2m)が保てず、会話をしている場合は着用をお願いします。徒歩や自転車での通勤通学など人とすれ違う時や距離を保って会話をしている時は、マスク不要です。

●屋内
日本の新型コロナウイルス感染状況は、ワクチン接種や感染したことによる免疫の獲得により、第7波は収まってきたものの終息したとは言えず、次の第8波が心配されています。また、これまでも感染者やワクチン未接種者などに対する差別が報道されてきましたが、今もなおコロナに関する差別的な言動のニュースが聞かれます。この困難な状況の時こそ、正しい知識で正しい判断をし、相手を思いやる気持ちが大切ではないでしょうか。屋外でマスクを着用しながら散歩やランニング、通勤通学の姿を多く見かけます。現在(2022年10月)、厚生労働省は、マスク着用について次のように示しています。

●屋外
政府は、具体的に感染リスクが低い場面でのマスク不要を示していますが、多くの人が屋外で常にマスクを着用しているのはどうしてでしょうか。マスク着用についてのさまざまな調査で、「まだ感染症が心配」「習慣化しているから」とマスク着用について回答する一方で、「見えない同調圧力がある」と答えた人もいました。

●屋内
政府は、具体的に感染リスクが低い場面でのマスク不要を示していますが、多くの人が屋外で常にマスクを着用しているのはどうしてでしょうか。マスク着用についてのさまざまな調査で、「まだ感染症が心配」「習慣化しているから」とマスク着用について回答する一方で、「見えない同調圧力がある」と答えた人もいました。

町立文化会館30周年記念事業
キッズフェスティバル参加者募集

問い合わせ・申し込み
文化推進課 ☎ 277-2300 FAX 276-2111
✉ bunkan@town.hyogo-taishi.lg.jp

町立文化会館は、令和5年11月で開館30周年を迎えます。30周年を記念して、町の未来を担う子どもたちが出演するキッズフェスティバルを開催します。キッズフェスティバルでは、子どもたちが大ホールでダンスや合唱・器楽などを通してテーマの「輝く未来へ夢と希望を持って」を表現します。この夢の舞台に参加する人を募集します。

応募期間 令和5年1月7日(土)9時～30日(月)17時

●開催日時

令和5年8月27日(土)14時～16時

●内容

▷パフォーマンス部門

昭和の時代から令和の現代まで、ダンスや合唱、器楽演奏を取り入れながらタイムトラベルを楽しんでいきます。

▷展示部門

キッズフェスティバル1週間前から当日まであすかホールロビーで書道展示を行います。

●応募対象

5歳～18歳の町在住、在校、在勤の人
令和5年度の年齢を基準とし、応募には保護者の同意書が必須となります。

●部門別募集人数・条件

ダンス部門 20名
経験などは一切問いません。
器楽部門 40名
音楽に興味のある人。
合唱部門 50名
歌が好きな人。
展示部門 50名

※詳細は展示部門申込書をご確認ください。

●応募方法

申込書を丸尾建築あすかホール事務所へ提出または郵送、FAXにて申込



町ホームページ
キッズフェスティバル
参加者募集

※応募条件などの詳細は町ホームページでご確認ください。

公共施設年末年始の開館カレンダー

■は休み

	12月					1月				
	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
役場※1										
地域交流館										
子育て支援センター										
丸尾建築あすかホール		※2								
歴史資料館		※2								
図書館※3										
各地区公民館										
南総合センター										
町民体育館	※2	※2								
総合公園陸上競技場・テニスコート・町民グラウンド		※2								
総合公園体験学習施設										
保健福祉会館										
老人福祉センター										
筑紫の丘斎場										
ごみの収集										※4
揖龍クリーンセンター※5				午前のみ						

※1 役場が休みの場合でも、24時間婚姻届など届出書類のみ受け付けます。証明書の発行はできません。

※2 点検・清掃のため、受け付けのみとなります。

※3 12月29日(困)から1月3日(月)まで、返却ポストは利用できません。

※4 ごみ出しの日などはごみカレンダーでご確認ください。

※5 年末年始は大変混み合いますので、ごみを直接搬入する場合は希望日の1週間程度前までに揖龍クリーンセンターにご予約ください。(☎ 0791-64-8018)

健康ひろば

Schedule

12月

健康診査

★対象者に個人通知

乳児健康診査 12月21日(日)

対象 令和4年8月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

乳児相談 12月20日(日)

対象 令和4年4月生まれ
受付時間 13時30分～14時15分

1歳6カ月児健康診査 12月14日(日)

対象 令和3年5月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

2歳児相談 12月15日(日)

対象 令和2年5月生まれ
受付時間 13時30分～14時15分
対象 令和2年6月生まれ
受付時間 14時15分～15時

3歳児健康診査 12月7日(日)

対象 令和元年6月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

相談

まちの保健室 12月12日・26日(日)
9時30分～11時30分
保健師と栄養士が健康相談に応じます。

献血

12月16日(日)
受付 13時30分～16時
場所 役場行政棟1階 A101会議室
※同会場にて骨髄バンクドナー登録会を実施します。

※母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・延期する場合があります。

問い合わせ・事業場所

さわやか健康課(保健福祉会館)
☎ 276-6630 FAX 276-6631

龍野健康福祉事務所の事業

要
申込

健康管理課

栄養相談 ☎ 0791-63-5677

12月12日(日)
10時～11時30分

栄養に関する専門的な相談、食品の栄養成分表示の方法と活用の相談などに応じます。

エイズ・肝炎相談 ☎ 0791-63-5140

(HIV・肝炎ウイルス検査)
12月13日(日)

13時15分～14時30分
(検査・相談は原則無料・匿名可)

地域保健課

こころのケア相談 ☎ 0791-63-5687

12月2日(日) 13時～15時

精神疾患、認知症、アルコールの問題など、こころの問題でお悩みの人やその家族が対象です。

健康チェック相談会

12月19日(日) 9時30分～11時30分
場所 保健福祉会館
各種計測を行い、保健師と栄養士が健康相談に応じます。

健康ダイアリー

Health diary

ICTを活用したフレイル対策

ICTを健康づくりに役立てましょう

フレイルとは、加齢により心身が衰えた状態です。健康な状態と要介護状態の中間の段階を示し、早めの対策で元の健康な状態に戻る可能性があります。

フレイルの予防の3つのポイントは、バランスのよい食事をし、水分を十分に摂取するなどの「栄養」、歩いたり、筋トレをしたりするなどの「身体活動」、さらに就労や余暇活動、ボランティアなどに取り組む「社会参加」です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために外出を自粛することによって、身体活動や人との交流を図るなどの社会参加の機会が減少しています。そこで、ICT(情報通信技術)を活用したフレイル対策を紹介します。

新しい生活様式の普及

新型コロナウイルス感染症拡大の中で示された新しい生活様式に、ICTの利活用があります。ネット通販やオンラインでの趣味活動、テレワークなど、人との接触機会を減らすものとして推奨されています。この新しい生活様式の普及でインターネットなどを利用する機会が増え、生活のデジタル化が加速しています。ICTを適切に利活用できる能力は、今や欠くことができない生活上の能力となっています。

高齢者のICT活用状況

内閣府が実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査によると、特に70歳以上の高齢者はスマートフォンやタブレットの利用率が低い状況です。「自分の生活には必要ないと思っている」、「どのように使えばよいか分からない」、「必要があれば家族にまかせればよいと思っている」、「情報漏洩や詐欺被害などのトラブルにあうのではないかと不安」が主な理由です。

スマートフォンやタブレットなどでのICTの活用は、利便性が向上しますが、複雑化しているため高齢者にとって難しく避けられているようです。ICTに触れる機会が少ないと、迷惑メールや怪しげなWebサイトなど不審な情報を悪質と察知できず、ネット詐欺や犯罪に巻き込まれる可能性を生じさせ、デジタル化が加速する社会に取り残され、社会的孤立につながる可能性もあります。

加速するデジタルデバイド

急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴い、デジタルの恩恵を受けられる層と受けられない層の情報の格差であるデジタルデバイドが加速しています。

まずは、使ってみることから

運動促進や栄養管理など、フレイル対策に重要なテーマに関する様々なアプリがインターネット上で開発されています。国や県が推奨しているものを紹介します。下記のQRコードを読み取りご活用ください。

●オンライン 通いの場アプリ

新型コロナウイルス感染症防止を図りつつ、介護予防の取り組みを推進することを目的としたアプリです。

▷アプリに入っている項目

- お散歩ルートの検索・登録
- 自宅でできる体操動画の検索・閲覧
- 脳を鍛えるゲーム機能
- 食事チェック機能
- 健康チェック機能 など



●兵庫県版 健康チェック MNA プラス

高齢者・シニアや在宅介護のための栄養評価アプリ
手軽に栄養状態を把握し栄養維持のアドバイスをもたらえるなどフレイル予防に活用できるアプリです。



お知らせ

町では社会福祉協議会に委託し、令和5年1月に、オンラインによる運動講座を実施します。外出を控える高齢者も自宅で体操などを受講することができるので、フレイル予防に繋がります。講座受講前に、スマートフォンやパソコンでのWeb会議システム使い方講座も実施します。

誰もがストレスなく最新の技術を生活に取り入れていただくために、この機会にICTを習得し、新しい生活様式を実践してみませんか。

マイナンバーカードは順次交付しています(要予約)

毎日6時30分から23時まで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できます。※戸籍のみ8時30分から17時まで

開庁時間 平日 8時30分～17時15分

町民課では、証明書発行などの業務を18時15分まで時間を延長して実施しています。詳しい内容は町民課へお問い合わせください。



問い合わせ

Table with 2 columns: Department (e.g., 企画政策課, 総務課) and Phone Number (e.g., 277-5998, 277-1010)

人口と世帯

Table with 3 columns: Category (人口, 男, 女, 世帯数), Value (33,758人, etc.), Change (+26, etc.)

納期

- ◆納期限 12月26日(日)
○税務課 固定資産税(3期)
○町民課 国民健康保険税(6期)
○高年介護課 介護保険料(6期)

マイナンバーカードの出張申請受付

各公民館でマイナンバーカードの申請の受付を行います。事前に電話でご予約の上、お越しください。

Table with 3 columns: Location (公民館), Date (12月), Time (受付時間)

マイナンバーカードを自宅に郵送します。申込方法は町ホームページ内の申込フォーム、電話またはメール出張時間 平日9時～17時



町ホームページマイナンバーカードの出張申請受付について

マイナンバーカード 休日申請窓口のご案内

平日に来庁できない人のために、マイナンバーカードの申請受付や申請に必要な写真の無料撮影を行います。

- 日時 12月10日(日)9時～11時30分
12月17日(日)9時～11時30分
12月25日(日)9時～11時30分

は本人確認書類などが必要ですが、詳細は町ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードを用いた控除証明書などの受け取り

これまで書面により交付していた控除証明書などを、マイナンバーカードで電子データとして受け取りが可能になりました。

- ①国民年金保険料を納めている人の控除証明書
毎年10月から11月にかけて順次発送します。

- ②老齢年金を受け取っている人の源泉徴収票
毎年1月に発送します。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

給与支払報告書などの提出などは期限までにご提出ください。また、電子申告eLTAX(エルタックス)の利用を推進しています。

令和5年1月31日(日)町と県では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

町と県では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が毎月従業員に支払う給与から町県民税を徴収(天引き)し、町に納める制度です。

※1月以降、年金の金額に変更が生じた場合は随時発送

登録統計調査員を募集

統計法に基づく基幹統計調査(国勢調査や経済センサスなど)に統計調査員として従事していただける人を募集します。

- ①説明会への出席
②調査対象(世帯や事業所)への調査票の配布・回収
③回収した調査票の検査・整理

- ①～③全ての要件を満たす人
①20歳以上で、責任を持って調査事務を行える人
②調査上知りえた秘密を守れる人
③税務、警察、選挙、暴力団などに関わりがない人

所得税・町県民税の申告の準備はお早めに

令和5年2月16日(日)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

- 申告期間 令和5年2月16日(日)～3月15日(金)



町ホームページ 統計調査員を募集しています

損龍ふれあい作品展の開催

たつの市立小宅小学校 0791-63-0279 太子町・たつの市の小・中学校特別支援学級、西はりま特別支援学校の児童・生徒による作品展を開催します。

- 日時 11月26日(日)・27日(月) 9時30分～16時30分

高年齢者・障害者タクシー連 貸助成事業の事業者の追加 高年介護課 利用できるタクシー事業者を追加します。 介護タクシィyou (姫路市) ※車いす対応 080-8349-5505

NEWS



社会教育課

ぼうじいサンタと一緒に暖炉に火をつけましょう。紙芝居上映や手遊び、クリスマス工作など盛り沢山の内容です。

- 日時 12月17日(日)10時～(40分程度)
●対象 町内の未就学児から小学校低学年の児童
●定員 15人(先着順)
●参加料 100円
●場所 地域交流館はらっば「交流ラウンジ」
●募集開始日 11月28日(日)
●申込方法 社会教育課に電話申込

NEWS

消防団年末特別警戒

生活環境課

消防団では、地域の皆さんに安心して年末を過ごしていただくため「年末特別警戒」を実施します。夜間、各地区の消防団員が地域を巡回し、「火の用心」を呼びかけます。

年末年始は空気が乾燥し、火災の発生が増加する傾向にあります。寒くなると火器などを使用する機会が増えますが、取り扱いには十分ご注意ください。

- 日程 12月27日(日)～31日(金)



エルタックス ホームページ

図書館 ☎ 277-1580

クリスマスに親子で楽しんで欲しい
絵本・おはなしを紹介します



クリスマスまであと九日 マリー・ホール・エッツ ● 富山房
 クリスマスのまえのぼん クレメント・C・ムーア ● 福音館書店
 おおきいつりーちいさいツリーー
 コールテンくんのクリスマス B. G. ヘネシー ● 好学社
 ぐりとぐらのおきやくさま なかがわりえこ ● 福音館書店
 とってもふしぎなクリスマス ルース・ソーヤー ● ほるぷ出版
 ちいさなろば ルース・エインズワース ● 福音館書店
 ちいさなまみのき マーガレット・ワイズ・ブラウン ● 福音館書店
 まりーちゃんのくりすます フランソワーズ ● 岩波書店
 クリスマスの小屋 ルース・ソーヤー ● 福音館書店

クリスマス特別おはなしの時間

日 時	場 所	場 所
12月17日(日) 11時～(4歳から大人まで) 11時30分～(小学3年生から大人まで)	丸尾建築あすかホール和室	定員 20名(要申込)

子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146

クリスマスリースをつくろう [午前一般開放無し]
 日 時 12月12日(日) 9時30分～11時30分
 場 所 子育て支援センター「ひまはび」
 対 象 子育て中の保護者
 定 員 8名(先着順)
 持ち物 水筒、タオル、はさみ、定規、筆記用具、木工用ボンド、ウェットティッシュ
 材料費 300円
 申込受付 12月2日(日) 9時30分～(電話申込)

まちの子育てひろば「にこにこ」 [午前一般開放無し]
 日 時 12月15日(日) 10時30分～11時30分
 場 所 子育て支援センター「ひまはび」
 対 象 未就学児とその保護者
 定 員 10組(先着順・クラブ会員以外の一般優先)
 持ち物 タオル、水筒
 申込受付 12月2日(日) 9時30分～(電話申込)

自然観察会「つなぐーる kids」 [雨天決行]
冬の自然観察とネイチャーゲーム
 日 時 令和5年1月6日(日) 10時～11時30分
 (受付は9時30分～)
 場 所 体験学習施設(太子町総合公園内)

移動図書館(木曜日)

12月	10:30～10:50	11:00～11:20	14:30～14:50	15:00～15:20	15:30～15:50	16:00～16:20
8日	塚森地域内	沖代コミュニティセンター	福地(三反長)地域内	米田公民館	田舎公民館	南公民館
15日				原池地公民館	山田公民館	原太田東地区農村交流センター
22日	広坂公民館	上太田公民館			太子ニュータウン公民館	吉福公民館

12月の開館日 ×印は休館
 開館時間：10時～18時(金曜日は20時まで開館)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

28日(日)は館内整理のため休館。
 29日(日)から1月3日(日)は年末年始の休館。
 12月29日(日)から1月3日(日)まで、返却ポストは利用できません。

のびのび子育て講座『ペアレントトレーニング』
 日 時 令和5年1月13日(日)・1月27日(日)
 2月10日(日)・2月24日(日)
 3月10日(日)・3月24日(日)
 全日程 10時～12時 計6回
 場 所 子育て支援センター「ひまはび」
 対 象 行動や育児が気になる3～5歳の子ども
 の保護者(連続して参加可能な人)
 定 員 8名(先着順)
 持ち物 筆記用具、水筒
 講 師 ひょうご発達障害者支援センター
 上郡プランチ
 申込受付 12月2日(日) 9時30分～(電話申込)

NEWS

第2代太子町観光大使
が決定しました

☎ 太子町観光協会 277-2566

第2代太子町観光大使に山本 愛子さん(左)と濱田あかりさん(右)が就任しました。二人は就任にあたり、町で過ごした思い出や町の魅力発信に向けた思いや決意を語ってくれました。1年間、さまざまな魅力を発信・PRして、町をより盛り上げてくれることを期待しています。



消費生活ワンポイント

脱毛エステの中途解約
に関するトラブル

☎ 生活環境課

【事例】
 脱毛エステに興味があり、「5年通い放題でお得」という広告に魅力を感じて全身脱毛を契約した。2年後に中途解約しようとしたら「5年間はサービスで通い放題ですが、有償の契約期間は最初の1年で、2年目以降は中途解約できません。契約金30万円は全額支払ってください」と言われた。(20代女性)

【アドバイス】
 脱毛エステに関する相談が増加しています。トラブルに遭わないためのポイントをご紹介します。
 脱毛エステの長期にわたる契約は慎重にしましょう。長期の契約が心配な時は都度支払いできるコースやエステ店を選択しましょう。通い放題などの期間・回数と契約上の期間・回数は一致しない場合もあります。必ず契約書面で契約上の期間・回数と単価を確認しましょう。広告でみる「月々〇千円～」はクレジットの分割払金の場合もあります。支払いが続く期間・回数も意識しましょう。何かお困りのことがあれば、消費生活相談窓口までご相談ください。

暮らしの 情報館

年末の交通事故防止運動
【12月1日(日)～10日(土)】

☎ 生活環境課
 年末は、師走特有の気ぜわしさで、交通量が変化し、交通事故が多発します。交通ルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。
 ○子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 ○安全運転意識の向上
 ○自転車の交通安全
 ○飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 ○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

令和4年度看護職合同就職説明会 in 西播

☎ 西播磨看護協会ナースセンター 078-341-0240
 復職を希望する看護職や看護学生などを対象に、中西播磨地域の病院合同就職説明会をZoomによるオンライン形式で開催します。
 ●日時 令和5年1月15日(日) 12時～16時
 ●対象 看護職・看護学生
 ●参加費 無料
 ●申込方法
 ①・②いずれかで申し込み
 ①専用入力フォームを入力
 ②申込用紙を FAX(078-341-0340) または郵送

おめでとございます
公務員制度70周年記念総務大臣賞

松本文隆さん(仁王前) 第70回兵庫県社会福祉大会兵庫県知事表彰(民生委員・児童委員)
 陸井博文さん(東南) 2022全日本マスターズ競歩大会M50(5KmW) 第1位(大会記録)
 谷口茂さん(川島)



兵庫県看護協会ホームページ

相談・窓口・教室

無料法律相談(要予約)
 12月14日(日) 13時～16時
 場所・担当 企画政策課

無料税務相談(予約優先)
 12月7日(日) 13時～16時
 場所 役場A301会議室
 担当 税務課

人権・行政相談
 12月8日(日)
 13時30分～16時30分
 場所・担当 企画政策課

日本語教室(外国人対象)要申込
 12月10日・17日・24日(日)
 13時30分～15時
 12月11日・25日(日) 10時～12時
 場所 地域交流館スペース1
 12月10日・24日(日)
 16時～17時30分
 場所 太田公民館
 担当 企画政策課

消費生活相談(電話相談可)
 毎週月・水・金曜日
 9時30分～16時
 場所・担当 生活環境課

もの忘れ相談(要予約)
 12月20日(日) 13時～16時
 場所 役場A102会議室
 担当 高年介護課

こころの健康相談(要予約)
 12月1日(日)
 13時30分～16時30分
 場所 保健福祉会館
 担当 さわやか健康課

たいしつ子悩み相談(要予約)
 開庁日 8時30分～17時15分
 場所・担当 管理課
 ※予約受付時間は随時

心配ごと相談
 12月9日・23日(日)
 13時30分～16時
 場所 保健福祉会館相談室
 担当 社会福祉協議会

●●● 社会教育・生涯教育 ●●●

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加については事前に申し込みをされた人に限ります。

社会教育課 ☎ 277-1017

書道
日 時 12月5・19日 13時30分～
場 所 丸尾建築あすかホール創作室
講 師 水橋 溪仙 さん

歴史教養講座
日 時 12月21日 9時30分～
場 所 丸尾建築あすかホール研修室
内 容 楯築墳丘墓
講 師 是川 長 さん

たちばな大学一般教養講座
日 時 12月21日 10時～
場 所 丸尾建築あすかホール大ホール
内 容 消費者トラブル回避のポイント
(ネットに潜む危険・知って使おう
カードいろいろ)
講 師 千葉 裕子 さん(公益財団法人全国
消費生活相談員協会関西支部)

斑鳩公民館 ☎ 277-4550

ふれあい茶道教室
日 時 12月3・17日 9時30分～
内 容 こどもと大人と一緒に茶道に親しもう
講 師 春井 千鶴 さん

きらきらママカフェ 託児付き
日 時 12月6日 9時30分～
内 容 しめ縄作り
「来年も良い年にと、願いを込めて」
講 師 松本 真美 さん

石海公民館 ☎ 277-4511

こども茶道
日 時 12月10・24日 13時30分～
講 師 原田 和恵 さん

**教養学習講座「新春お笑い寄席
新春の初笑いを公民館で！」**
日 時 令和5年1月6日 9時30分～
出 演 アマチュア落語家3名

太田公民館 ☎ 277-4811

健康クッキング
日 時 12月13日 9時30分～
講 師 宮中 真智子 さん

こどもクッキング
日 時 12月17日 9時30分～
講 師 宮中 真智子 さん

こども華道
日 時 12月17日 13時30分～
講 師 未生流 玉田 恵甫 さん

龍田公民館 ☎ 276-0044

パソコン教室
日 時 12月3・17日 13時30分～
講 師 岡田 義憲 さん

こども現代アート
日 時 12月10日 10時～
講 師 山口 謙二 さん

生涯学習講座
日 時 12月21日 9時30分～
内 容 「タイルアート・鍋敷き・鏡作り」
定 員 10名(原則電話申込)
材料費 1,000円
講 師 萩原 雅子 さん

伝筆(つてふで)教室
日 時 12月24日 9時30分～
講 師 円尾 裕子 さん

南総合センター ☎ 277-1102

**人間の生き方講座
「まんがとふるさと」**
日 時 12月1日 9時30分～
講 師 前田 賢一 さん
(漫画家・播州弁研究会会員)
※手話通訳あり

●●● 丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300 ●●●

おとうさんといっしょ レオてつコンサート 好評発売中

日 時 12月11日 日
1回目 開場 10時30分～
(開演 11時～)
2回目 開場 13時30分～
(開演 14時～)
料 金 2,800円



場 所 丸尾建築あすかホール大ホール
※1歳以上のお子様は入場券が必要です。1歳未満でもお席が必要な場合は有料です。

文化会館工事のお知らせ

文化会館では高圧ケーブルの更新工事を実施するため、会館東側駐車場が使用できない場合があります。ご理解ご協力をお願いします。
工事期間 12月12日(日)～令和5年2月28日(日)
※工事の進捗状況により変更となる場合があります。

クリスマスピアノコンサート 観覧無料

日 時 12月17日 17時30分～
場 所 丸尾建築あすかホールロビー
出演者
鍵盤ハーモニカ ソラノオト edu ☆ IRYU
マリンバ 村上 紫乃布 さん
サクソフォンカルテット 姫路ウインドアンサンブル
ピアノ連弾 朝田 祐子 さん、玉田 佐津紀 さん
ハンドベル・コーラス セイ♥マンマ

三世代ライブ館 入場無料

こども劇場「歌と絵本とピアノのコンサート」
日 時 12月25日 10時30分～
場 所 丸尾建築あすかホール中ホール
出演者 福永 悠加 さん、野中 柚希 さん

●●● 歴史資料館 ☎ 277-5100 ●●●

聖徳太子没後 1400年記念企画展

「法隆寺領鶴荘と聖徳太子への信仰」
太子町と聖徳太子を結び付けた法隆寺領鶴荘とそこに根付いた聖徳太子への信仰、そして聖徳太子に守られた人々の暮らしについて紹介します。
会 期 12月11日 まで
入館料 大人 200円 高校・大学生 150円
(小中学生以下・65歳以上は無料)
※12月3日(日) (聖徳太子シンポジウム) は無料で観覧いただけます。

企画展「法隆寺領鶴荘と聖徳太子への信仰」
展示解説

日 時 12月4日 14時～
場 所 歴史資料館展示室
※参加には観覧券が必要です。

歴史講座 どなたでも聴講できます。

「歴史的な建物とまちづくりの話」
日 時 12月17日 13時30分～
場 所 丸尾建築あすかホールミニシアター
講 師 八幡 充治 さん
(兵庫県ヘリテージマネージャー)

歴史探検隊「龍田地区の文化財めぐり」

日 時 12月10日 9時～12時(予定)
集合・解散 町立陸上競技場
募集人数 25名程度
参加費 100円(保険料)
募集期限 12月1日(日)
※小学生だけでも参加できますが、小学生3年生以下は、保護者の同伴が必要です。

臨時休館のお知らせ

常設展への展示替えのため、休館します。
休館日 12月12日(日)～28日(日)

相続勉強会&空き家相談
相続の基礎知識や、目からウロコの話まで事例を交えてわかりやすくお話しします。
12/10(土) 又は 12/17(土)
参加費無料 14:00～16:00
日程が合わない場合はご連絡下さい
美松ホーム株式会社
揖保郡太子町東保 20-1 ☎079-277-3366

丸尾法律事務所
MARUO LAW OFFICE 弁護士 丸尾明弘 兵庫県弁護士会所属
**相続 / 遺言 / 借金
離婚 / 交通事故**
◇お困り事、お気軽にご相談下さい◇
☎079-224-0105 姫路駅 徒歩4分
姫路市南駅前町63クリスタルビル301

広告募集中
●広報たいし
●太子町ホームページ
詳細は、企画政策課(☎277-5998)にお問い合わせください。

●●● 町民体育館 ☎ 277-4800 ・ 総合公園陸上競技場 ☎ 277-2296 ●●●

第29回ソフトバレーボール大会

日 時 令和5年1月29日 9時～
場 所 町民体育館

※新型コロナウイルスの影響により大会が延期または中止になる場合があります。

と

どけ！私たちの思い

10月18日(火)

太子高校ボランティア活動



太子高校生が、斑鳩寺の境内の掃除や参道を彩る花を植えるボランティア活動を行いました。境内を美しく、そして参道を華やかにしたいという思いから、太子高校と斑鳩ふるさとまちづくり協議会の皆さんで活動されたものです。生徒の皆さんは、中間テストの最終日で勉強疲れがありながらも一生懸命ボランティア活動に取り組んでいました。

な

れた手つきで

10月22日(土)

サツマイモ収穫祭



10月中旬から下旬にかけて、町内の畑でさつまいも収穫祭を開催しました。例年、地元の方が丹精を込めて育てたさつまいもを家族や友達と一緒に収穫してもらおうと開催しています。岩見構下地区は、たくさんのヒマワリやコスモスが鮮やかに咲き、参加者は美しい景色の中で笑顔を見せながら、たくさんのさつまいもを収穫していました。

か

さいに備えて実践

10月23日(日)

太子町防災訓練



斑鳩地区で太子町防災訓練を実施しました。大地震の発生を想定して消火訓練と集団避難を行い、各避難所では感染症に対応した受付や段ボール資材の組み立てなどの避難所の運営を体験しました。参加者は、日頃からの備えや地域の団結力、また、コロナ禍における避難行動など身をもって感じ、「災害対応力」が高まった一日となりました。

い

ちばんをめざして

10月30日(日)

V1グランプリ



丸尾建築あすかホールでV1グランプリを開催し、井戸 実優さん(写真中央)がグランプリに輝きました。出場した46名が、練習してきた課題曲を披露し、歌の技術を競いました。参加者は、大勢の観客が見守る中でも、堂々と持ち前の歌声を披露し、審査員にアピールしました。皆さんの美しい歌声が会場を大いに盛り上げました。



第9回 聖徳太子三尊像

江戸時代前期 斑鳩寺蔵



かわいい二歳の聖徳太子さまとご両親、用明天皇と穴穂部間人皇女のお三人のお姿だよ。江戸時代のはじめ、斑鳩寺の門前にあった中宮寺に安置されていました。奈良の法隆寺の近くに聖徳太子さまとお母さまゆかりの中宮寺があるように、斑鳩寺の門前にも中宮寺があったんだ。だけど、延宝7年(1679)に斑鳩寺に合併されて、仏像なども移されたんだ。仁王門に入ってすぐ左にある山王社も、元々中宮寺の建物だったんだよ。
 この三尊像、今は聖徳殿奥殿で、十六歳像の近くに安置されているんだ。12月11日回まで、歴史資料館で展示しているから、見に来てね!

